(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して 基本理念を定め、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策 の基本事項を定めることにより、全ての町民が共生することができる地域社会を実現す ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者(以下、「ろう者」という。)の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、手話の理解及び普及を図り、ろう者が手話を 使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努める ものとする。

(施策の推進)

- 第5条 町は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。
- (1) 手話に対する理解及び普及に関する施策
- (2) 手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関する施策
- (3)前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
- 2 町は、前項各号に掲げる施策と別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。